

厚木市斎場条例の一部改正の骨子

1 条例改正の趣旨

平成 24 年 4 月に供用を開始した厚木市斎場は、市民生活に必要不可欠な施設として安定的な施設運営に取り組んでいるところですが、災害等の想定外の事態により施設が使用不能となった場合には、他自治体との相互の協力体制が求められることから、円滑な連携を行うことができるよう、厚木市斎場条例の使用料徴収に係る規定の一部を改正するものです。

また、市外利用者の火葬炉使用料について、受益者負担の観点から現状の経費や減価償却費等により算出した適正な金額に改め、将来的な火葬需要の増加に対応した火葬炉整備等の財源とするものです。

2 改正内容

(1) 使用料の特例（第 4 条第 2 項）

使用料の徴収は前納を原則としますが、市長が特に認めた場合は例外とする旨のただし書きを追加します。

(2) 斎場使用料（市外利用者の火葬炉使用料）の改正（第 4 条別表）

市外利用者の火葬炉使用料については、「12 歳以上の死体」を 96,000 円に見直すほか、その他の区分は次の表のとおり改正します。

なお、市内利用者の使用料は、全ての区分において現行どおりとします。

区 分		単 位	使用料(円)		
			市内	市外	
				改正前	改定後
火葬炉	12 歳以上の死体	1 体	10,000	70,000	96,000
	12 歳未満の死体	1 体	7,000	50,000	67,000
	死胎	1 胎	3,000	20,000	28,000
	改葬	1 件	7,000	50,000	67,000
	身体の一部	1 件	3,000	20,000	28,000

(参考)

改定後の金額は、「受益者負担見直しに関する基本方針」に基づき、次の計算方法から算出した原価（96,012 円）を根拠として、区分ごとの燃料使用量に応じた金額としています。

【算定方法】

12 歳以上の死体 $\frac{(\text{施設維持管理・運営に係る経費} + \text{人件費(1人)} + \text{減価償却費}) \times \text{面積割合 } 82.2\%}{\text{火葬件数}}$
その他の区分 火葬時の 1 件当たりの燃料使用量に応じて、「12 歳未満」及び「改葬」は 12 歳以上の 70%、「死胎」及び「身体の一部」は 12 歳以上の 30%

【算定基礎数値】

項目	数値	備考
火葬件数	2,903 件	過去 3 か年の平均値（R 4 ～ R 6）
維持管理・運営経費	250,342,755 円	
人件費(1 人)	8,658,671 円	
年間減価償却費	80,077,568 円	令和 9 年 1 月 1 日時点の未償却残高と償却年数から算出

3 改正時期（予定）

- ・ 使用料徴収の特例 公布の日
- ・ 市外火葬炉使用料の改定 令和 9 年 1 月 1 日